

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



会社法が改正されて、成年被後見人や被保佐人も取締役になることができるようになったみたいだね。取締役就任中に成年被後見人や被保佐人になった場合そのまま取締役でいることができるということなのかな。どうやらそんなに単純な問題でもないようだぞ？！

Q 私は株式会社を経営している者です。我が社の取締役の一人になってくださっている学生時代の恩師X（75歳）が成年後見制度を利用するための申立て手続き中です。取締役会では積極的に意見を述べてくださっていたし私は何も気づかなかったのですが、申立人であるXの長女によると一年ほど前から認知症の兆候が現れてきたということでした。Xが成年被後見人等になってしまった場合、取締役を続けてもらうことはできないのでしょうか。Xは我が社のムードメーカー的な存在で慕う従業員も多いのです。最近会社法が改正されて成年被後見人でも取締役になることができるようになったと聞きました。この改正によりXに取締役を続けてもらうことができるようになったのではありませんか。教えてください。

A Xの判断能力（事理弁識能力）低下の程度により、Xが被補助人・被保佐人となれば取締役を続けてもらうことは可能です。成年被後見人となれば原則として取締役を退任してもらうこととなります。ただし、成年被後見人となった場合でも、改めて株主総会でXを取締役に選任し、就任してもらうことは可能です。

<解説>

1 会社法改正による取締役等の欠格条項の削除

改正前会社法では、株式会社の取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役及び設立時監査役（以下「取締役等」という。）になる資格のない者として成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）が規定されていました。資格・職種・業務等から排除される条件を定める規定のことを欠格条項といいます。各種法律の欠格条項の存在がノーライゼーションの理念に反し、成年後見制度の利用を躊躇させる要因にもなっているとして見直しが進められ、令和3年3月1日施行の会社法では、成年被後見人等について取締役等の欠格条項が削除されました。

2 成年被後見人等の取締役等就任手続きと責任

改正会社法により、成年被後見人等も取締役等に就任できるようになりましたが、就任にあたっては成年被後見人の同意を得た上での成年後見人による代理の就任承諾、保佐人の同意を得ての被保佐人の就任承諾等一定の手続きが必要となります。これらの手続きを欠いた取締役等の就任承諾は後日取り消せるものとなるわけではなく初めから無効です。

成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができませんので、そのことにより仮に不利益が発生した場合は、会社はそれを甘受しなくてはなりません。また、成年被

成年被後見人
精神上の障害により
事理を弁識する能力
を欠く常況にある者

被保佐人
精神上の障害により
事理を弁識する能力
が著しく不十分である
者

被補助人
精神上の障害により
事理を弁識する能力
が不十分である者

後見人等が取締役等としてした行為の結果、会社や第三者に損害を与えた場合には成年被後見人等は損害賠償責任等を負うこともありえます。

3 就任中の取締役等の成年後見等開始

取締役等が就任中の成年後見等開始により被補助人、被保佐人となった場合は、そのことのみで取締役等の地位を失うことはありません。

一方、会社と取締役等との関係は委任関係にあることから、取締役等が成年被後見人となった場合は、民法上の委任の終了事由に該当し、原則として委任関係は終了することから、取締役等の地位を失い退任することとなります。当該取締役等が成年被後見人ではないことを前提としてその者を取締役等に選任した株主の期待に反するおそれがあるからです。

もっとも、成年被後見人となったことにより取締役等の地位を失い、退任した者を株主総会で再度取締役等に選任し、上記2で述べたとおりの就任承諾の手続きを経ることにより、取締役等に就任してもらうことは可能です。

4 まとめ

改正会社法により、成年被後見人等でも一定の手続きのもとで取締役等に就任することは可能となりました。もっとも、取締役等就任中に成年被後見人等になったときは改正前同様退任手続きが必要な場合があります。会社の機関構成や定款の取締役等の人数規定によっては新たな取締役等の選任手続きが必要なこともあります。取締役等の就任や退任のために必要な手続き、必要な書類、登記申請等について少しでも不明な点は、是非司法書士にご相談ください。

改正前会社法では被保佐人は取締役等の欠格事由であったため被保佐人となった場合取締役等の資格を喪失し退任しなくてはならなかったよ。



成年後見等開始が取締役等の就任前か就任中かで分けて考えるのが大切だね！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- お金のトラブルで困っている
- 新しく会社を設立したい
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール …毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。